

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	東洋製罐グループホールディングス株式会社
【英訳名】	Toyo Seikan Group Holdings, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 琢司
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
【電話番号】	03(4514)2000
【事務連絡者氏名】	IR室長 木本 要
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
【電話番号】	03(4514)2000
【事務連絡者氏名】	IR室長 木本 要
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第113回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金75円 総額11,312,872,425円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

2. 剰余金の処分にに関する事項

減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 30,000,000,000円

増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 30,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、大塚一男、中村琢司、副島正和、室橋和夫、小笠原宏喜、谷口真美、小黑健三、種岡瑞穂及び池川喜洋を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、田中俊次を選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の金銭による報酬額を年額700百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません）に改定するものであります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額150百万円以内に改定するものであります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の一部変更および継続の件

2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において導入し、2023年6月23日開催の第110回定時株主総会において一部変更した、取締役（社外取締役を除きます）を対象とした信託を用いた業績連動型株式報酬制度について、取締役に対する当社株式の交付時期を原則として毎事業年度としたうえで、交付を受けた当社株式につき当社及び当社グループ会社を退任するまでの間の譲渡制限を付すこととするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,337,277	3,383	5	(注)1	可決(99.37%)
第2号議案				(注)2	
大塚 一男	1,257,358	83,224	76		可決(93.43%)
中村 琢司	1,207,961	132,614	76		可決(89.76%)
副島 正和	1,319,839	20,818	5		可決(98.07%)
室橋 和夫	1,321,729	18,928	5		可決(98.21%)
小笠原 宏喜	1,323,596	17,061	5		可決(98.35%)
谷口 真美	1,332,323	8,335	5		可決(99.00%)
小黒 健三	1,332,428	8,230	5		可決(99.00%)
種岡 瑞穂	1,277,042	63,611	5		可決(94.89%)
池川 喜洋	1,333,132	7,526	5		可決(99.06%)
第3号議案				(注)2	
田中 俊次	1,228,132	112,519	5		可決(91.26%)
第4号議案	1,333,310	6,706	647	(注)1	可決(99.07%)
第5号議案	1,334,749	5,268	647	(注)1	可決(99.18%)
第6号議案	1,334,164	6,496	5	(注)1	可決(99.13%)

(注)1. 可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上